

大森小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

I 基本方針

1 ねらい

「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」ものであるという基本認識のもと、一人一人が大切にされるいじめのない学校づくりをめざし、家庭、地域社会、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合は適切かつ迅速に対処するため、このいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

- (1) 「いじめは、該当行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう」
つまり、いじめの範囲は被害者児童の主観的な判断に依拠しており、被害者児童の立場に立った判断こそが重要である。
- (2) 「いじめは心理的又は物理的な影響を与える『行為』である」
その中には、集団による無視の様に直接的な「行為」とは捉えにくいものもあるが、「無視」「差別的な取扱い」など、「無作為」であっても、他の児童に心理的な圧迫を加えるものはいじめ防止対策推進法における「行為」にあたる。
- (3) 「いじめは、児童と他の児童との間の行為に限定している」
つまり、児童が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人的関係にある他の児童という関係の場合において考えるものである。しかし、小学校在籍中に同じ学級にいたとか、学校とは関わりのない活動において接触がある場合などは、「一定の人的関係」に該当するものとする。

《いじめ防止対策推進法における”いじめの定義”》

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの認識

いじめの定義から、いじめを以下のように受け止め対応する。

- (1) いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- (2) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
(いじめの加害児童等・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。)
- (3) いじめは見えにくく何かしら気づいた場合に「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- (4) 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。
- (5) いじめ解決においては、被害者児童の立場に立って取り組むことが大切である。

4 いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」ものであるという基本認識のもと、一人一人が大切にされるいじめのない学校づくりをめざし、以下の通り基本方針を示す。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事前事後指導にあたる。

Ⅱ 取組の具体

1 未然防止のために

(1) 校内体制の整備

大森小学校いじめ防止対策委員会

校内構成員（校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、関係学年担任）

・・・いじめ防止体制図参照

(2) 未然防止の取組

① 教職員の基本的な姿勢

- ・ 先入観を持たない意識改革をする。（あの子に限ってではなく、誰にでも起こりうる）
- ・ 気になる児童の情報は、教職員間話題にする。担任には必ず伝える。
- ・ 定期的な教職員研修の実施により資質向上を図る。

② 日常の細やかな児童観察

- ・ 小さな変化を見逃さない目を持って見守る。
- ・ 仲間はずれになっている児童はいないか等情報を共有する機会をもつ。
- ・ 気になる児童には「気にかけているよ」「いつでも話に来ていいよ」と声をかける。
- ・ 夏季休業中の学校図書館開放（午前中）、夏休み子どもクラブの状況把握をする。

③ 望ましい人間関係を築く学習指導の工夫

- ・ わかる、できる授業づくりを目指す。（学力向上）
- ・ ペアや小グループでの学習活動で協力体験を積ませる。
- ・ 縦割班での学習活動を積極的に行う。
- ・ 児童の学びを認め、寄り添った内容の教師の評価言やノート等へのコメントを行う。

④ 道徳、特別活動

- ・ 道徳、特活の時間の指導の工夫をする。（正しいことを言える勇気を育む、いやな思いをしたときの対処法を学ばせる等）
- ・ WEBQUを効果的に活用する。
- ・ いじめについて学ぶ機会を設け、いじめを許さない態度を身に付けさせる。
- ・ 朝の会などでSST（ソーシャルスキルトレーニング）を効果的に取り入れる。
- ・ 問題の解決に向けて話し合いを繰り返し、自分たちで解決する力を鍛える。
- ・ 集会や児童会を通して、いじめ解決に向けた実践力を育成する。
- ・ 「いいことみつけ」の取組の工夫と継続。
- ・ 学級遊びにより学級全体の雰囲気づくりをする。

⑤ ふるまい向上

- ・ ていねいな言葉遣いの指導を繰り返し継続する。
- ・ はきものそろえの指導を徹底する。
- ・ あいさつの指導を継続する。

⑥ 教育相談（児童理解）

- ・ 児童を語る会（学期に一度）で情報を共有する。
- ・ 大森っ子アンケートを学期に一度は行い、実態把握に努める。

⑦ 人権・同和教育（全体計画に沿って）

- ・ 人権・同和教育の授業公開、研修会等を実施する。あわせて、保護者にも啓発する。
- ・ 人権週間の取組を充実する。

⑧ 情報教育

- ・ ネットトラブルを防ぐための情報提供をする。

⑨ 保護者・家庭との連携

- ・ PTA総会を年2回程度もち、願いを共有し、連携しての取組を進める。
- ・ 気になる児童には、必要に応じて家庭訪問する。

⑩ 地域連携

- ・民生委員，主任児童委員，駐在所警察官，大田三中との連絡会を定期的にもち，情報を共有して児童理解に役立てる。
- ・放課後児童クラブや高山小との集合学習の際の児童の様子を情報共有して，児童理解に努める。
- ・運営協議会を年2回開催し，いじめ対応について連携して進める。
- ・ふるさと教育を計画的に実施し，地域全体で見守られているという自己有用感を育てる。

2 早期発見のために

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，アンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，危機感をもっていじめを認知するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査や個別面接の実施，また，日常の観察による声かけを実施し，個別の状況把握に努める。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり，個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，家庭訪問の機会を活用したりする。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 定期的に体制を点検し，児童及びその保護者，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する。
- ③ 児童の個人情報については，対外的な取扱いの方針を明確にし，適切に扱う。
- ④ 保護者向けの教育相談日を設定して，保護者からの情報収集に努める。

(3) 地域や家庭との連携

- ① 学校と家庭，地域が組織的に連携・共同する体制を構築する
- ② 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し，家庭と連携して児童を見守り，健やかな成長を支援していく。

3 いじめ発生に対する措置

(1) いじめ発生時

- ① 校内体制 事象発見者→生徒指導主任→管理職→複数で対応（状況に応じて柔軟に対応）
必要に応じて，「大森小学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
 - ・校内構成員（校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，関係学年担任）
・・・・・・・・・・いじめ防止体制図参照
- ② 教育委員会への報告
 - ・いじめ事案把握の第一報と事実確認の結果は校長が責任をもって市教育委員会に報告する。
- ③ いじめ防止対策委員会の発動〔校長の指示による〕
 - (7) 正確な事実の確認と把握，情報共有
 - ・対応チームの役割分担を決める。（被害児童，加害児童，関係集団児童，保護者，マスコミ）
 - ・記録ファイルの作成・管理（教頭）と記録者を決める。
 - ・被害者，加害者，関係集団へ状況を時系列で丹念に聞き取り，事実関係を把握する。
 - ・ケース会議の開催による情報共有と全職員での指導方針の策定を行う。
 - (4) 被害児童への対応
 - ・話しやすい教職員を選し，話しやすい雰囲気を作る。
 - ・被害児童の心のケア（養護教諭，SC等）を行う。
 - ・今後の対策について，共に考え寄り添う。（目を離さない配慮も）
 - ・常に目を離さないような配慮をする。
 - ・具体的な聞き取り内容

☐いつ頃からか ☐だれがどんな行為をしたか ☐その時、どう感じたか
☐今、どう思っているか ☐周囲の児童の様子がどうか

(ウ) 加害児童への対応・指導

- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられている児童の苦しみに気づかせるような指導をする。
- ・ したことの重大さへの気づき、心のケアを行う。
- ・ 具体的な聞き取り内容

☐いつ頃からか ☐だれにどんな行為をしたか
☐動機や理由（正当化に注意しながら） ☐その時、どう感じたか
☐今、どう思っているか ☐周囲の児童の様子がどうか

(エ) 関係集団への対応・指導

- ・ 自分の問題としてとらえさせるように指導する。
- ・ 関係集団への心のケア
- ・ 自己有用感を持つことができる集団づくりをする。（SST、WEBQUの活用）

④ 児童・保護者への対応

- | | |
|---------|---|
| 〔被害児童〕 | ・ 状況説明をし、誠意をもって対応する。（途中経過も適時連絡する）
・ 解決方法とその見通しを提示し、連絡を取り合いながら実行していく。 |
| 〔加害児童〕 | ・ 状況を説明し、解決への取組を見通しをもって行ってもらう。
・ 協力してもらえることの確認と該当児童への指導内容の確認をする。 |
| 〔学級・全体〕 | ・ 保護者説明会の開催内容および役割分担を検討する。 |

(2) 中・長期的対応に関する措置

① 学級への対応

- ・ 「いじめは許されない」という強い態度を示す。
- ・ いじめを題材とした授業を重点的に行う。

② 全校への対応

- ・ 「いじめは許されない」という立場からの指導を行う。
- ・ いじめを題材とした学習活動を実施する。

③ 立ち直りに向けての支援（見守り）

- ・ 解決したと安易に受け止めず、常に目を離さず、安心できるよう見守る。
- ・ 日々のくらしでの思いを受け止められるような時間、場、人を決める。
- ・ 被害児童の人間関係を育てるペアやグループを意図的に仕組む。
- ・ 定期的な教育相談を継続する。

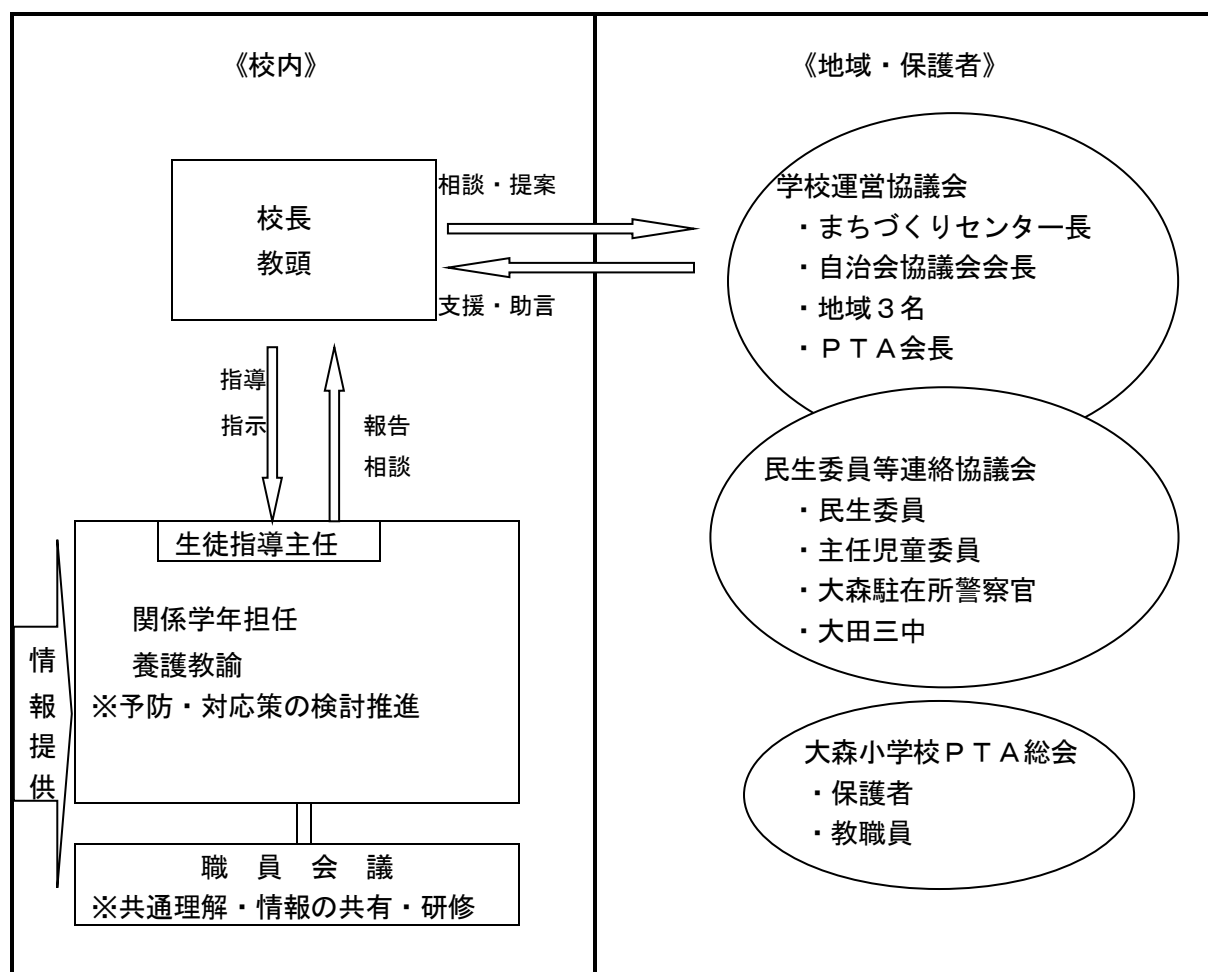
④ 保護者との連携

- ・ 日々の状況を伝える。（成長しているプラス面を大切に）
- ・ 今後の取組について伝え、理解を得る。
- ・ 保護者の不安感に寄り添い、今後もいじめには毅然とした態度で望む強い決意を伝える。
- ・ 学級でのイベント、学校行事等にクラス全体で取り組めるように後押しする。

⑤ 分析と再発防止に向けた取組

- ・ いじめのおきた背景、学校の課題を分析する。
- ・ 再発防止に向けて、学校評価を用いて検証し、次年度の計画作成に生かす。

(3) いじめ防止体制（常時）



4 重大事態発生に対する措置

重大事態とは、以下の場合とする。市教委に報告し、調査などの仕方について対応を相談する。

- ◆「被害児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」
- ◆「被害児童が相当の期間（30日以上）、学校を欠席することを余儀なくされているとき」
- ◆「保護者より重大事態に至ったとの申し出があったとき」

(1) いじめ防止対策委員会

〈校内構成員〉

校長、教頭、生徒指導主任、関係学年担任、養護教諭

〈必要に応じて加わる関係機関等〉

学校医（福田）、スクールカウンセラー（上部）、市教委（学校教育課主査：八波）、民生委員（3名：三ッ井・川上・長見）、主任児童委員（1名：吉田）、大田警察署生活安全課少年補導職員（藤原）、大森駐在所警察官（森山）、その他（弁護士）

(2) いじめ防止体制（重大事態発生時）

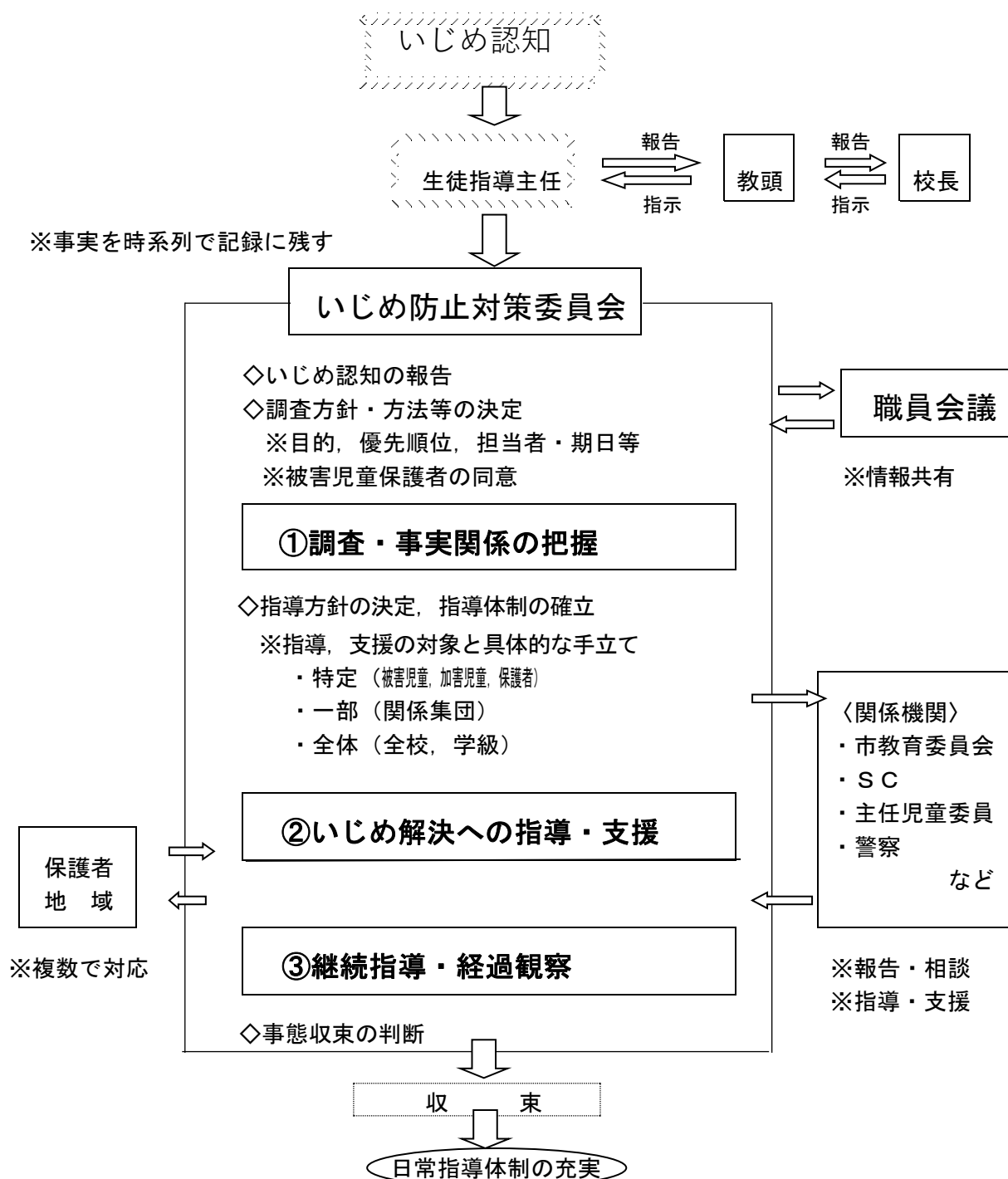
① 重大事態の調査、事実確認

- ・緊急職員会議を招集し、素早く動き出す。
- ・市教委との相談のもと「3いじめ発生に対する措置」の内容に準じて対応する。
- ・スクールカウンセラー、警察、弁護士、医療機関等と連携する。

② 全校保護者、児童への説明会の内容を検討する。

③ マスコミ対応を一本化する。（窓口の一本化）

【いじめ発生時における基本的な対処の手順】



※ いじめを受けた児童及びその保護者に対する適切な情報提供

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。
- 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。